

品川区介護保険制度推進委員会モニタリング等調査部会について

1. 設置趣旨

介護サービスの評価・質の向上の取り組みについては、介護保険制度創設時（平成 12 年 4 月）から、「介護サービス向上委員会」を設置し、利用者への良質なサービス提供と事業者の育成支援のため、品川区独自のサービス評価を実施してきました。平成 22 年度に、その機能を介護保険制度全般の進行管理組織である品川区介護保険制度推進委員会へ移行し、引き続き介護サービスの評価・質の向上の取り組みについて検討するため、品川区介護保険制度推進委員会の下部組織として「品川区介護保険制度推進委員会モニタリング等調査部会」を設置しています。

2. 設置根拠

品川区介護保険制度推進委員会モニタリング等調査部会設置要綱

3. 組 織

部会は、専門委員 4 名で組織し、品川区介護保険制度推進委員会の互選により選出する委員 2 名および区長が指定する者 2 名で構成されます。

4. 所掌事項

- ・介護サービスに関する苦情への対応状況の確認。
- ・介護サービスの改善に必要な指導・助言。
- ・介護サービス評価・向上のしくみの調査・研究。
- ・その他介護サービスの質の向上に必要な事項の検討を行うこと。

